

# 第158期 決算公告

平成20年6月26日

松江市東本町二丁目35番地  
**株式会社 島根銀行**  
 取締役頭取 田頭 基典

貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	11,121	預 金	313,943
現 金	5,163	当 座 預 金	6,669
預 け 金	5,958	普 通 預 金	81,557
コ ー ル 口 ン	13,000	貯 蓄 預 金	5,242
買 入 金 銭 債 権	18	通 知 預 金	3,543
商 品 有 価 証 券	6	定 期 預 金	210,069
商 品 地 方 債 券	6	定 期 積 金	4,878
有 価 証 券	77,937	そ の 他 の 預 金	1,983
国 債	27,091	譲 渡 性 預 金	2,000
地 方 債	5,325	借 入 金	2,147
社 債	30,369	借 入 金	2,147
株 式	3,506	そ の 他 負 債	1,104
そ の 他 の 証 券	11,643	未 決 済 為 替 借	57
貸 出 金	229,166	未 払 法 人 税 等	13
割 引 手 形	3,193	未 払 費 用	586
手 形 貸 付	22,358	前 受 収 益	227
証 書 貸 付	171,515	給 付 補 て ん 備 金	6
当 座 貸 越	32,097	金 融 派 生 商 品	179
外 国 為 替	3	そ の 他 の 負 債	32
外 国 他 店 預 け	3	退 職 給 付 引 当 金	221
そ の 他 資 産	952	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	113
未 決 済 為 替 貸	58	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	12
前 払 費 用	10	偶 発 損 失 引 当 金	7
未 収 収 益	530	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	831
そ の 他 の 資 産	353	支 払 承 諾	3,459
有 形 固 定 資 産	5,198	負 債 の 部 合 計	323,839
建 物	1,172	<b>(純資産の部)</b>	
土 地	3,763	資 本 金	6,400
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	262	資 本 剰 余 金	235
無 形 固 定 資 産	445	資 本 準 備 金	235
ソ フ ト ウ ェ ア	426	利 益 剰 余 金	3,485
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	18	利 益 準 備 金	1,018
繰 延 税 金 資 産	1,966	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,467
支 払 承 諾 見 返	3,459	別 途 積 立 金	5,572
貸 倒 引 当 金	8,708	繰 越 利 益 剰 余 金	3,104
		自 己 株 式	32
		株 主 資 本 合 計	10,088
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	466
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,109
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	640
資 産 の 部 合 計	334,568	純 資 産 の 部 合 計	10,729
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	334,568

〔平成19年 4月 1日 から〕  
〔平成20年 3月31日 まで〕

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>経常収益</b>		<b>8,160</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>7,113</b>	
貸出金利息	5,906	
有価証券利息配当金	1,014	
コールローン利息	51	
預け金利息	29	
金利スワップ受入利息	103	
その他の受入利息	8	
<b>役務取引等収益</b>	<b>823</b>	
受入為替手数料	197	
その他の役務収益	625	
<b>その他業務収益</b>	<b>22</b>	
外国為替売買益	0	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	20	
金融派生商品収益	0	
その他の業務収益	0	
<b>その他経常収益</b>	<b>201</b>	
株式等売却益	76	
その他の経常収益	125	
<b>経常費用</b>		<b>11,799</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>1,102</b>	
預金利息	1,066	
譲渡性預金利息	0	
借入金利息	21	
金利スワップ支払利息	13	
その他の支払利息	0	
<b>役務取引等費用</b>	<b>627</b>	
支払為替手数料	45	
その他の役務費用	581	
<b>その他業務費用</b>	<b>312</b>	
国債等債券償還損	4	
国債等債券償却	307	
<b>営業経費</b>	<b>4,894</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>4,863</b>	
貸倒引当金繰入額	4,311	
株式等売却損	43	
株式等償却	415	
その他の経常費用	92	
<b>経常損失</b>		<b>3,639</b>
<b>特別利益</b>		<b>4</b>
償却債権取立益	4	
<b>特別損失</b>		<b>145</b>
固定資産処分損	32	
減損損	113	
<b>税引前当期純損失</b>		<b>3,780</b>
法人税、住民税及び事業税		130
法人税等調整額		51
<b>当期純損失</b>		<b>3,962</b>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式及び受益証券以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、それぞれ次のとおり償却しております。

建 物 定率法を採用し、税法基準の160%の償却率による。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用し、税法基準の160%の償却率による。

動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。

その他 税法の定める方法による。ただし、構築物は税法基準の160%の償却率による。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 4年～50年

動 産 2年～20年

#### (会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる貸借対照表に与える影響は軽微であります。

#### (追加情報)

当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。

なお、この変更により、経常損失及び税引前当期純損失は、6百万円増加しております。

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

## 5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 6. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,767百万円であります。

### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により損益処理

数理計算上の差異 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により翌期から損益処理

（会計基準変更時差異の償却期間）

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

### (3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

（会計方針の変更）

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員

退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）」が公表されたため、当期より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより、経常損失及び税引前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ12百万円増加しております。

#### (5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、当期より将来の負担金支払見積額を計上しております。

### 7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

### 8. ヘッジ会計の方法

#### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1百万円であります。

#### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当期において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

### 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

## 会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

(固定資産の減損に係る会計基準)

固定資産の減損に係る会計基準を適用しており、資産のグルーピングの方法について、従来は、主として営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としておりましたが、今般一部の地域について営業体制の見直しを行ったことに伴い、全店の営業体制を見直した結果、当期から、営業店単位によるグルーピング(ただし、一部の母店との相互補完関係が強い店舗は、連合店としてグルーピング)に変更いたしました。これにより税引前当期純損失は35百万円増加しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 517百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はございません。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、社債に149百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,469百万円、延滞債権額は14,556百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は48百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,393百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,468百万円であります。

なお、上記 3 . から 6 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7 . 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,193百万円であります。

8 . 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 100百万円

担保資産に対応する債務はございません。

上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金 9 百万円及び有価証券13,482百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 7 百万円であります。

9 . 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,771百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のものが9,836百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10 . 土地の再評価に関する法律（平成10年 3 月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年 3 月31日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年 3 月31日公布政令第119号）第 2 条第 1 号及び 4 号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,971百万円

11 . 有形固定資産の減価償却累計額 3,828百万円

12 . 有形固定資産の圧縮記帳額 316百万円（当期圧縮記帳額 百万円）

13 . 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。

14 . 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,405百万円であります。

15. 1株当たりの純資産額 231円02銭

16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 70百万円

17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

18. 関係会社に対する金銭債権総額 2,650百万円

19. 関係会社に対する金銭債務総額 171百万円

20. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、46百万円であります。

21. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 8.11%

( 損益計算書関係 )

1 . 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	54百万円
役務取引等に係る収益総額	1百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	0百万円
その他の取引に係る収益総額	1百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	百万円
その他の取引に係る費用総額	88百万円

2 . 1株当たり当期純損失金額 85円30銭

3 . 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております。(ただし、一部の母店との相互補完関係が強い店舗は、連合店としてグルーピングしております。)

このうち、以下の資産について、使用方法の変更や市場価格の著しい下落により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額113百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	鳥取県米子市 鳥取県倉吉市
主な用途	営業用店舗2ヶ所
種類	土地及び建物
減損損失	88百万円(うち土地77百万円、建物10百万円)

地域	島根県雲南市 島根県浜田市
主な用途	遊休資産2ヶ所
種類	土地及び建物
減損損失	25百万円(うち土地23百万円、建物2百万円)

なお、当期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価 差額(百万円)
売買目的有価証券	6	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債					
地方債	2,168	2,183	14	14	
社債	5,764	5,833	69	69	
その他	6,500	6,150	349	6	355
合計	14,432	14,168	264	90	355

(注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)  
該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	2,997	2,790	207	113	321
債券	53,558	53,448	109	574	683
国債	27,087	27,091	4	450	446
地方債	3,190	3,157	33	11	45
社債	23,279	23,199	79	112	192
その他	5,346	5,032	313	61	374
合計	61,902	61,271	630	749	1,380

(注) 1. 貸借対照表計上額は、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については、当期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価により計上し、株式及び受益証券以外については、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しているものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。当期において、その他有価証券で時価のある株式について415百万円、その他について305百万円減損処理を行っております。

なお、時価が著しく下落した時とは、次の基準に該当した場合であります。

(1) 株式・受益証券

時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にある場合。

(2) 債券

時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、50%以上下落した場合。

時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、30%以上下落した状態にある場合で、信用リスクの増大(格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当未満)要因がある場合。

5. 当期中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）  
該当事項はありません。

6. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	2,625	97	43

7. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	440
非上場事業債	440
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	517
子会社・子法人等株式	516
関連法人等株式	1
その他有価証券	1,274
非上場株式	199
組合出資	110
非上場事業債	965

8. 保有目的を変更した有価証券

当期中に、満期保有目的の債券680百万円の保有目的を運用方針の変更により変更し、その他有価証券に区分しております。なお、これによる経常損失への影響はありません。

9. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以 内(百万円)	5年超10年以 内(百万円)	10年超 (百万円)
債券	8,434	28,911	17,898	7,542
国債	12	11,038	12,064	3,977
地方債	2,350	925	2,049	
社債	6,071	16,947	3,784	3,565
その他	149	3,413	2,626	3,500
合計	8,583	32,324	20,524	11,042

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

( 税効果会計関係 )

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	2,525百万円
減価償却費損金算入限度超過額	273
その他有価証券評価差額金	254
有価証券償却損金不算入額	254
貸出金償却損金不算入額	218
その他	254
繰延税金資産小計	<u>3,781</u>
評価性引当額	<u>1,815</u>
繰延税金資産合計	1,966
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	
繰延税金資産の純額	<u>1,966</u> 百万円

連結貸借対照表（平成20年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>（資産の部）</b>		<b>（負債の部）</b>	
現金預け金	11,374	預 渡 性 預 金	313,773
コールローン及び買入手形	13,000	借 用 金	2,000
商品有価証券	6	社 債	5,496
有 価 証 券	77,467	そ の 他 負 債	120
貸 出 金	227,448	退 職 給 付 引 当 金	1,583
外 国 為 替	3	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	221
そ の 他 資 産	2,127	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	120
有 形 固 定 資 産	10,033	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	12
建 物	1,172	偶 発 損 失 引 当 金	7
土 地	3,763	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	831
その他の有形固定資産	5,097	支 払 承 諾	3,459
無 形 固 定 資 産	724	<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>327,626</b>
ソ フ ト ウ ェ ア	428	<b>（純資産の部）</b>	
その他の無形固定資産	295	資 本 金	6,400
繰 延 税 金 資 産	2,066	資 本 剰 余 金	235
支 払 承 諾 見 返	3,459	利 益 剰 余 金	4,004
貸 倒 引 当 金	8,823	自 己 株 式	32
		株 主 資 本 合 計	10,607
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	466
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,109
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	640
		少 数 株 主 持 分	15
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>11,263</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>338,890</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>338,890</b>

平成19年 4月 1日から

平成20年 3月31日まで

## 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		10,404
資金運用収益	7,068	
貸出金利息	5,861	
有価証券利息配当金	1,014	
コールローン利息及び買入手形利息	51	
預け金利息	30	
その他の受入利息	111	
役員取引等収益	821	
その他の業務収益	21	
その他の経常収益	2,491	
経常費用		14,017
資金調達費用	1,180	
預金利息	1,065	
譲渡性預金利息	0	
借入金利息	100	
その他の支払利息	13	
役員取引等費用	627	
その他の業務費用	312	
営業経費用	4,907	
その他の経常費用	6,989	
貸倒引当金繰入額	4,328	
その他の経常費用	2,661	
経常損失		3,613
特別利益		4
償却債権取立益	4	
特別損失		145
固定資産処分損失	32	
減損損失	113	
税金等調整前当期純損失		3,754
法人税、住民税及び事業税		168
法人税等調整額		36
少数株主利益		0
当期純損失		3,959

## 連結計算書類の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 1社

会社名

松江リース株式会社

非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

持分法適用の関連法人等 1社

会社名

しまぎんユーシーカード株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

持分法非適用の関連法人等

該当ございません。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 1社

### (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社・子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

## 会計処理基準に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式及び受益証券以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 減価償却の方法

#### 有形固定資産

当行の有形固定資産の減価償却は、それぞれ次のとおり償却しております。

建 物 定率法を採用し、税法基準の160%の償却率による。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用し、税法基準の160%の償却率による。

動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。

その他 税法の定める方法による。ただし、構築物は税法基準の160%の償却率による。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 4年～50年

動 産 2年～20年

連結される子会社及び子法人等のリース資産については、リース期間定額法、その他の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

#### （会計方針の変更）

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる連結貸借対照表に与える影響は軽微であります。

#### （追加情報）

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、この変更により、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、6百万円増加しております。

## 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,767百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

### (6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務            その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により損益処理

数理計算上の差異        発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

### (7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、内規に基づく連結会計期間末要支給額を計上しております。

### (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

（会計方針の変更）

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しており

ましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)」が公表されたため、当連結会計年度より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ12百万円増加しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、当連結会計年度より将来の負担金支払見積額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1百万円であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当連結会計期間において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

(13) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜

方式によっております。

### **連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更**

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

(固定資産の減損に係る会計基準)

固定資産の減損に係る会計基準を適用しており、資産のグルーピングの方法について、従来は、主として営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としておりましたが、今般一部の地域について営業体制の見直しを行ったことに伴い、全店の営業体制を見直した結果、当連結会計年度から、営業店単位によるグルーピング(ただし、一部の母店との相互補完関係が強い店舗は、連合店としてグルーピング)に変更いたしました。これにより税金等調整前当期純損失は35百万円増加しております。

## 注記事項

( 連結貸借対照表関係 )

- 1 . 関係会社の株式総額 ( 連結子会社及び連結子法人等の株式を除く ) 26 百万円
- 2 . 無担保の消費貸借契約 ( 債券貸借取引 ) により貸し付けている有価証券はございません。
- 3 . 貸出金のうち、破綻先債権額は2,469百万円、延滞債権額は14,563百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 ( 貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。 ) のうち、法人税法施行令 ( 昭和40年政令第97号 ) 第96条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 4 . 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は48百万円であります。  
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 5 . 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,393百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 6 . 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,476百万円であります。

なお、上記 3 . から 6 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 7 . 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び買入外国為替は、売却又は ( 再 ) 担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 3,193 百万円であります。

- 8 . 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	100百万円
有価証券	149百万円

担保資産に対応する債務

借入金	455百万円
-----	--------

上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金 9 百万円及び有価証券13,482百万円を差し入れております。

また、借入金 3,349 百万円及び社債に対する銀行保証 120 百万円の担保として、簿外資産であるリース債権等 3,427 百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は 7 百万円であります。

- 9 . 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,471百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のものが9,536百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残

高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号及び 4 号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,971 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 11,370 百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 316 百万円（当期圧縮記帳額 百万円）

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,500 百万円が含まれております。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 1,405 百万円であります。

15. 1 株当たりの純資産額 242 円 20 銭

16. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 70 百万円

17. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

18. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	1,682 百万円
年金資産（時価）	910
未積立退職給付債務	772
会計基準変更時差異の未処理額	331
未認識数理計算上の差異	293
未認識過去勤務債務（債務の減額）	74
連結貸借対照表計上額の純額	221
前払年金費用	
退職給付引当金	221

19. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率（国内基準）8.26%

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、株式等償却 415 百万円及び債権売却損 48 百万円を含んでおります。

2. 1 株当たり当期純損失金額 85 円 24 銭

3. 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております。(ただし、一部の母店との相互補完関係が強い店舗は、連合店としてグルーピングしております。)

このうち、以下の資産について、使用方法の変更や市場価格の著しい下落により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額113百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	鳥取県米子市 鳥取県倉吉市
主な用途	営業用店舗 2ヶ所
種類	土地及び建物
減損損失	88百万円(うち土地77百万円、建物10百万円)

地域	島根県雲南市 島根県浜田市
主な用途	遊休資産 2ヶ所
種類	土地及び建物
減損損失	25百万円(うち土地23百万円、建物 2 百万円)

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、商品有価証券を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	6	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債					
地方債	2,168	2,183	14	14	
社債	5,764	5,833	69	69	
その他	6,500	6,150	349	6	355
合計	14,432	14,168	264	90	355

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	2,997	2,790	207	113	321
債券	53,558	53,448	109	574	683
国債	27,087	27,091	4	450	446
地方債	3,190	3,157	33	11	45
社債	23,279	23,199	79	112	192
その他	5,346	5,032	313	61	374
合計	61,902	61,271	630	749	1,380

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については、当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価により計上し、株式及び受益証券以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しているものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について415百万円、その他について305百万円減損処理を行っております。

なお、時価が著しく下落した時とは、次の基準に該当した場合であります。

(1) 株式・受益証券

時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にある場合。

(2) 債券

時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、50%以上下落した場合。

時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、30%以上下落した状態にある場合で、信用リスクの増大(格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当未満)要因がある場合。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	2,625	97	43

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	459
非上場事業債	440
その他	19
関連法人等株式	26
その他有価証券	1,276
非上場株式	200
組合出資	110
非上場事業債	965

7. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券680百万円の保有目的を運用方針の変更により変更し、その他有価証券に区分しております。なお、これによる経常損失への影響はありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以 内(百万円)	5年超10年以 内(百万円)	10年超 (百万円)
債券	8,453	28,911	17,898	7,542
国債	12	11,038	12,064	3,977
地方債	2,350	925	2,049	
社債	6,091	16,947	3,784	3,565
その他	149	3,413	2,626	3,500
合計	8,603	32,324	20,524	11,042

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません